

重要事項説明書における変更点について

令和6年度の介護保険法改正により居宅介護支援に関する介護報酬・運営基準の見直しが行われましたので改定に伴い追加・変更された内容につきまして、次の通りご案内・ご説明申し上げます。

【変更事項】

2024年介護保険法改正により、居宅介護支援費Ⅰ・Ⅱを算定可能となる介護支援専門員ひとり当たりの担当件数が変更

居宅介護支援費Ⅰ・Ⅱおよびその他特定事業所加算を含む加算の支援費の変更

【重要事項説明書別紙】(令和6年4月1日～)

○担当介護支援専門員

氏名

連絡先 073-477-5266

○料金（居宅介護支援費）

居宅介護支援利用料は、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合には、利用者様の自己負担はございません。

ただし、介護保険適用の場合でも、利用者様の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合がございます。その場合は一旦1ヶ月あたりについて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日各市町村の介護保険担当課の窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

	取扱要件	利用料	
居宅介護支援費Ⅰ	・取扱件数45件未満	要介護1・2	11,316円
		要介護3・4・5	14,702円
居宅介護支援費Ⅱ	・取扱件数50件未満 ・アプロンデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	要介護1・2	11,316円
		要介護3・4・5	14,702円

○その他の加算（必要に応じ算定。上記同様、利用者様の自己負担はございません。）

初回加算		3,126円
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,605円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,084円
特定事業所医療介護連携加算		1,302円
退院・退所加算	カンファレンス無	連携 1回 4,689円 連携 2回 6,252円
	カンファレンス有	連携 1回 6,252円 連携 2回 7,815円 連携 3回 9,378円
通院時情報連携加算		521円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,084円
ターミナルケアマネジメント加算		4,168円
特定事業所加算Ⅰ		5,407円
特定事業所加算Ⅱ		4,386円
特定事業所加算Ⅲ		3,365円

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

印

<代理人氏名>

印